平成25年5月23日

各　　位

会　社　名　キーコーヒー株式会社
代表者名　代表取締役社長　柴田　　裕
（コード番号　2594　東証第一部）
問合せ先　執行役員 経営企画部長 安藤 昌也
（電話番号 03-5400-3051）

当社発行株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）について決定するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決定し、同年6月24日開催の当社第56期定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただいたところでございます。

今般、当社は、本プランが平成25年6月25日開催予定の当社第61期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することを受け、本日（平成25年5月23日）開催の取締役会において、本プランを継続することを決定致しましたので、お知らせ致します。

本プランの継続につきましては、当社を取巻く社会情勢及び経営環境の変化並びに買収防衛策に関する各種議論の動向等を踏まえ、継続を決定したものであります。なお、実質的な内容の変更を含まない所要の変更及び修正を行っておりますが、本プランの基本的な内容はこれまでのものと同一であります。また、本プランの継続は、本定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆さまのご承認が得られることを条件と致します。

本プランの継続につきましては、上記取締役会に出席した全監査役（社外監査役 3名を含みます。）が、いずれも本プランの継続に賛成する旨を表明しております。

本基本方針、本基本方針の実現に資する特別な取組み及び本プランの内容につきましては、別紙をご参照下さい。

以上

別紙

第１　本プラン継続に関する当社の基本的考え方

１　当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社及び当社グループの企業価値（以下、単に「当社の企業価値」といいます。）、ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくことを究極の目的としております。

そのため、当社は、当社株式の大規模買付けや支配権の移転を伴う買収提案（以下「買収提案」といいます。）を行う者（以下「買収提案者」といいます。）のうち、その目的から見て当社の企業価値の向上や株主共同の利益の確保・向上に対し明白な侵害をもたらす者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

他方で、買収提案が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に寄与するものであれば、当社は、一概にその買収提案を否定するものではなく、むしろ、株主の皆様が、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するとご判断されるのであれば、その意思に基づき、当該買収提案に応じていただくべきだと考えております。

しかしながら、買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものかどうかを株主の皆様に適切にご判断いただくためには、株主の皆様に、当社の企業価値を構成する有形・無形の要素や、人的・物的経営資源を把握していただいた上で、買収提案者の当社の企業価値に対する評価及び当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の向上・確保のための戦略、施策、考え方等の当該買収提案に関する情報を必要かつ十分に取得していただき、さらに、その情報と当社現経営陣の経営方針等とを、必要かつ十分に対比・検討していただかなければなりません。

しかるところ、買収提案者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様が上記の必要かつ十分な対比・検討をするための前提を欠くことになる結果、株主の皆様に、当該買収提案者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせ、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するかどうかについての適切な判断を妨げるものといわざるを得ません。特に、後述するように個人株主増加政策を推進してきた当社にとって、個人株主であることから生じる情報の不十分性・偏頗性を克服していくことは、必須の要請であるといえます。

従いまして、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・検討するのに必要かつ十分な時間を与えない者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものではなく、買収提案者としては不適切であると考えております。

以下の２及び３では、株主の皆様に当社の企業価値と現経営陣の経営方針等をご理解いただくべく、本書の場を借りて、当社の企業価値の源泉と現経営陣の経営方針等について明らかにするとともに、当社が、いかなる者を不適切な買収提案者と考えているかについて、明らかにすることと致します。

２　当社の企業価値の源泉

(1)　当社は、大正９年に横浜の地に創業され、コーヒーの焙煎・コーヒー等の販売を目的とする「木村商店」をその起源として以来、コーヒーを究めることに対する情熱の下に、コーヒーの輸入・製

造・販売等に力を入れるだけでなく、よりおいしいコーヒー豆を追い求めて、コーヒー農場の開発・経営をも手懸けるなど、長年にわたり、コーヒー関連事業に携わって参りました。

現在の社名ともなっている「キーコーヒー」の「キー」には、「コーヒーの味覚を開き、日本のコーヒー文化の扉を開く鍵でありたい」との想いを込めておりますが、当社のこれまで歩んできました軌跡を振り返りますと、コーヒー業界において、その想いに違わない積極的な企業活動を行い、キーコーヒーの歴史は日本のコーヒーの歴史そのものであると言っても過言ではないものと自負しております。

また、当社は、平成９年に東京証券取引所市場第一部に上場を果たしたことをきっかけに、いわゆるパブリック・カンパニーとして、社会的責任を全うすることが強く求められるようになりました。

そこで、当社は、コーヒーを究めるという創業以来の企業理念に加え、「お客様、株主、社員の満足度向上と社会との共生」という経営方針を打ち出して、生活者の視点に立ったＣＳＲ活動にも取り組みつつ、「一杯のコーヒーを深めることで、人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしいく、情熱的なコーヒー探求者」を目指すことに致しました。

当社は、これからも、かかる企業理念・経営方針の下に、理想とする企業像を目指して、邁進いたす所存であります。

(2)　このような歴史を経て培われてきた現在の当社の企業価値の源泉は、「キーコーヒー」そのものの存在感、すなわち、ブランド力にあります。

先述の通り、当社は大正時代からコーヒーを究めるという企業理念の下、コーヒー事業に深く関わり続け、多くの方々においしいコーヒーが醸し出す心のゆたかさと深い喜びを提供し続けてまいりました。すなわち、当社は、まさしくコーヒーへの道を開く「キー」としての使命を果たしてきたのであって、現在では、ご家庭から職場に至るまで、あらゆるコーヒーの飲用シーンで、「キーコーヒー」が認知されております。

このように長年にわたり培ってまいりました「キーコーヒー」の持つブランド力は、当社に対し安定的な収益をもたらすだけではなく、そのブランド力を活かした積極的な事業活動の展開を可能にするとともに、他方で、そのブランドゆえに求められる社会的責任を果たすべく行動する規律でもあり、当社にとってかけがえのないものとなっております。

すなわち、「キーコーヒー」ブランドは、現在においても将来においても当社事業の原動力・推進力であるとともに、当社の歩むべき方向を定める道標でもあり、まさに、当社の価値を生み出す源そのものであります。

３　当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組み

当社は、かかるブランド力を当社の企業価値の源泉として最大限に活かして、今後の事業展開を図っていくとともに、かかるブランド力に恥じない社会的責任を全うすることで、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指すべく、以下のような取り組みを実施しております。

(1) コーヒーへのこだわり

コーヒーは、いうまでもなく、コーヒー豆を原料としているのであって、高品質のコーヒー豆は、すなわち、コーヒーのおいしさを生み出すための第一歩となるものであります。

当社は、創業当時よりこのことを深く認識していたため、海外のコーヒー豆栽培農家と緊密な信頼関係を築き、より品質の高いコーヒー豆を適正な価格で安定的に確保できるように努力するとともに、当社自身も、戦前よりコーヒー農場を直接開発することに取組み、理想とするコーヒー豆作りを追い求めてまいりました。

特に、農場作りから取組みを行い、昭和53年に幻のコーヒーとして復活させ当社のフラッグシップ商品として位置付けておりますトアルコトラジャは、当社のコーヒーに対する飽くなき情熱が生み出した、世界でもトップクラスの品質を誇るコーヒー豆であり、そこから醸し出される豊かなアロマとまろやかな酸味、そして、しっかりとしたコクは、多くのコーヒーファンの舌を唸らせています。

当社は、本年（平成25年）発売35周年を迎えたトアルコトラジャの存在価値に磨きをかけるとともに、来るべき創業100周年に向けては２世紀企業の礎を築き、「キーコーヒー」のブランドがあらゆる世代の生活者に信頼され、いつの時代にもお客様から最初に選ばれるコーヒー会社であることを目指し、ブランド力のさらなる向上にまい進致しております。

(2) 生産設備の整備

コーヒー豆がどれほど素晴らしいものであっても、それを製品化する生産設備が不十分なものであれば、コーヒーの持つ光は失われてしまいます。

そこで、当社は、平成13年から衛生管理機能に重点を置いた形で全国４箇所に存在する当社工場のリノベーションに取組み、10年先、20年先の将来を見据えた最新鋭の食品工場とするための設備の整備・改善及び生産能力の向上を図りました。

このリノベーションは、平成19年５月に完了し、現在では全ての工場で、高度の衛生管理機能の下、高品質のコーヒー豆を最大限に活かした製品作りを行い、さらに鮮度を保って皆様の手にお届けできる生産及び物流体制が構築されております。

当社は、こうした生産設備を最大限に活かし、皆様の信頼をより厚いものとし、キーコーヒーブランドの存在価値を高めて参ります。

(3) 市場の開拓

コーヒーを生業とする当社にとって、上述した高品質のコーヒー豆とそのおいしさを産み出す生産設備は、ともに欠くことの出来ない存在です。

しかし、同時にお客様のニーズに応じた多様なコーヒー製品を提供することや、満足度の高いきめ細やかな営業活動を展開することによって、キーコーヒーブランドに対するお客様の期待に応え、信頼感をさらに強めていくことも、当社のブランド力の更なる向上にとって、必要不可欠のものと考えています。

当社は、この観点からも、種々の施策を立案・実行しております。

例えば、業務用市場に向けては、お得意先の繁栄を目指したきめ細やかな企画提案型の営業活動を店舗別・業態別に展開し続けております。

また、家庭用市場に向けては、生活者の視点に立った製品や、食の安全・安心にこだわった製品など、明確なコンセプトを持った差別性のある新製品を、積極的に開発、販売してまいりました。

その他にも、オフィスコーヒーサービス・自動販売機向け製品群の充実や、コーヒーをより身近に感じていただくための多種多様な店舗展開等といった、コーヒー市場の裾野拡大へ向けた取り組みを行い、さらには、周辺の関連食品事業への展開や飲食事業者のM&Aを通じて、キーコーヒーの事業領域を着実に拡げる等々、お客様のご期待に応え、キーコーヒーブランドに対する信頼感を強めるた

めの企業努力を挙げれば、枚挙に暇がないといっても過言ではありません。

当社は、このような事業活動を通じて、キーコーヒーブランドを、より確固たる存在にしていきたいと考えております。

(4) 研究開発

また、上記のような事業活動は、市場のニーズを的確に把握し、それを取り入れた製品の開発が可能となって、初めて奏効するものといえます。

そのため、当社は昭和60年にコーヒーの基礎研究とともに、新商品の開発、新技術の発明を目指して研究所を設立し、平成18年には開発志向をより明確にするために開発研究所に改称し、より営業活動に密接に関連した形での研究開発を行なっております。

当社は、このような研究開発活動を礎として、キーコーヒーブランドのさらなる発展を企図しています。

(5) ＣＳＲ活動

ブランド力の向上は、同時に、当社の社会に対する責任を一層強く担わせるものであります。

特に、当社は、平成９年以降、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますので、その責任は、お客様に対するものだけでなく、当社に出資いただいている多くの投資家の皆様に対しても負うべきものとなっております。

当社に課されたこのような責任は、非常に重く、易々と果たせる類のものでないことは、確かです。

しかし、その反面、当社がその責任を果たしたあかつきには、キーコーヒーブランドに対する皆様の信頼を一層高め、キーコーヒーブランドの更なる飛躍を実現することが可能となります。

当社は、このような観点から、その社会的責任を全うすべく、種々の取り組みを行っております。

その全貌については、当社発行の社会・環境報告書をご参照いただければと存じます[1]が、例えば、生産地の社会福祉に貢献し、環境にもやさしいレインフォレストアライアンス認証コーヒーを100%使用した製品を開発するといったことが挙げられます。また、当社が常に地域社会の人々と共に発展することを目指して行なってきましたインドネシア・スラウェシ島におけるトラジャ事業は、ＣＳＲという言葉が市場で耳目を集める遥か以前から取り組んできたＣＳＲ活動そのものであり、当社直営のパダマラン農場は、「レインフォレストアライアンス」及び「グッドインサイド」の２つの認証を取得するという世界でも稀なコーヒー農場となっております。

当社は、このようなＣＳＲ活動を通じて、キーコーヒーブランドのさらなる発展を目指しています。

(6) コーポレートガバナンスの強化

当社は、平成25年４月１日より、経営判断の意思決定スピードを速めるとともに経営と業務執行を分離することで執行責任と権限を明確にするために、執行役員制度を導入しました。この執行役員制度導入に伴い、本定時株主総会での株主の皆様の承認を条件に、取締役の員数を定めた定款を一部変更するとともに、取締役会の取締役の構成を８名から４名に半減することとしました。

当社の取締役会は、月１回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。また、経営環境の変化にすばやく対応するために、原則として週１回、取締役、執行役員及び経営幹部

[1] 当社のホームページから閲覧していただけます。
http://www.keycoffee.co.jp/company/environment/index.html をご参照ください。

で構成する業務執行会議を開催し、各執行役員及び各部門の業務執行に関する状況報告と、これに基づく具体的な対応策を決定しています。

さらに、当社は、監査役会制度を採用し、その構成員となる監査役４名のうち３名を社外から招聘するなどして、客観的観点からのモニタリング機能を重視し、当社経営の健全性の維持・強化に努めております。

その他にも、内部組織として、社長直轄の監査室を設置し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性の確保をはじめ、日々の活動をモニタリングするといったことも行っております。

当社は、これらに諸施策により、当社経営に対する監督、監視機能の充実を図り、透明性の高い経営の実現を目指しております。

４　総括

(1)　上記２及び３で明らかにしたとおり、当社は、品質の高いコーヒーをお客様にご提供するとともに、お客様のニーズに応じた事業活動を展開し、その期待に応え、さらに、当社に課された社会的責任をも全うすることで、創業以来培われてきたキーコーヒーブランドに対する評価を維持するだけでなく、そのブランド力を発展・向上させることを企図しております。

これは、ひとえに、現在における当社の企業価値の源泉が、キーコーヒーという存在感、ブランド力にあることを重々認識しているからであり、このようにキーコーヒーブランドを発展・向上させることにより、お客様をして、当社が「一杯のコーヒーを深めることで、人と人の絆をつくり、あらゆるシーンを喜びで満たしいく、情熱的なコーヒー探求者」であると認識していただくことこそが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させていく手段・方策であると確信しております。

上記で明らかにした当社の取り組みは、そのための手段となるべきものですが、いずれの手段も、一朝一夕に功を奏するものではなく、長年の研究と経験に裏打ちされた地道な努力の積み重ねによって、10年、20年、あるいはそれ以上の年月を経て、ようやく、結実するものといえます。

このことは、当社が、90年を超える歴史を経てようやく現在の地位を築き上げてきたことからも、明らかです。他方で、このようなブランド力というものは、お客様の当社に対する長年の信頼感と期待感を基礎とするものであって、それが崩れるのに多くの時間を要しないことは、過去の食品業界における不祥事案から見ても明らかです。

それゆえに、当社は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上させるためには、中期的・長期的な視点に立った継続的な計画に基づき、お客様の当社に対する信頼感・期待感を崩さないように慎重に、しかし、時としてそれらに応えるべく大胆に、その事業を推進していくことが不可欠であると考えております。

従いまして、当社の経営理念、社会的使命及び企業価値の源泉を十分理解することなく、短期の売り抜け等を目的とする買収提案者は、当社の中期的・長期的かつ継続的な事業の遂行に支障を来し、ひいては、お客様の当社に対する信頼感・期待感を消失させ、結果的に、当社の企業価値を減殺することになりかねないことから、当社は、かかる買収提案者を、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらす者であり、当社の財務及び事業の方針を決定する者としては、不適切であると考えております。

(2)　ところで、平成25年３月31日現在の当社の大株主の状況は別紙１のとおりでありますが、同

日時点においては、当社の現社長である柴田裕並びにその共同保有者[2]及び特別関係者[3]、同氏以外の当社の役員並びにその共同保有者及び特別関係者、当社の元社長である柴田博一が代表者である資産管理会社の博友興産有限会社、キーコーヒー取引先持株会、キーコーヒー役員持株会並びにキーコーヒー社員持株会といった当社の関係者 （以下「当社関係者」といいます。）が、当社の発行済株式の約22.3%を保有しております。

しかしながら、そもそも当社が公開会社である以上、当社株式は、株主の皆様の自由な意思に基づき自由に譲渡され得るものであり、当社関係者につきましても、各々の事情により、その保有する株式を譲渡・処分することは十分にあり得るところです。また、将来的に不可避である相続を契機としても、当社関係者から当社株式が分散していく可能性があります。現に、当社が創業100周年を間近に控えていることの必然の結果として、創業者が有していた株式は、創業者の第２世代・第３世代等にわたって広く分散しており、また、当社関係者が保有する当社の発行済株式数についてみても、当社が個人株主の市場参加を促すべく当社株式の売出しを行った最初の年である平成15年以降、本定時株主総会に係る基準日時点までの間に、約250万株減少しています。創業者の第２世代の高齢化や世代交代等による創業者との関係の希薄化が進展していることを踏まえますと、今後も、当社関係者及びその他の創業者関係者から当社株式が分散していく可能性は、高まりこそすれ、低まることはないと思われます。

さらに、今後の事業拡大及び設備投資のために資金調達が必要になる場合が想定されるだけでなく、近年の厳しい経済環境の下、当社の属するコーヒー焙煎業界においても、株式会社アートコーヒーの三菱商事株式会社に対するコーヒー焙煎事業等の切り出しやＵＣＣ上島珈琲株式会社（現ＵＣＣホールディングス株式会社）による株式会社ユニカフェの子会社化などに代表されるように、事業再編やM&Aが活発化しており、当社としても、今後、M&A等の実施を模索する可能性がありますが、その際の資金調達方法として、当社は、必ずしも金融機関からの借入れ等のみを想定しているわけではなく、資本市場からの調達も有力な選択肢の一つとなっており、この場合には、当社の株式がより一層分散し、各株主の株式保有比率が希釈される可能性があります。

そして何より、当社は、株主政策として、度々、個人株主の市場参加を促す取り組みを実施しております。この取り組みは、当社が平成６年１月に日本証券業協会に店頭登録して以来継続的に行っているもので、株主優待制度の導入・充実、株式売買単位の引き下げ等の種々の努力の結果、当社の株主数は、本プランの継続についてご承認いただいた第59期定時株主総会に係る基準日時点において、店頭登録時の約21倍である約３万1000名にまで増大しており、その後も、平成25年２月に株式売出しを行ったことから、本定時株主総会に係る基準日時点においては、約5000名増の約３万6000名にまで増加しております。

かかる当社の取り組みは、東京証券取引所においても、平成18年度（第５回）個人株主拡大表彰を受賞するなどといった形で高く評価されているところであり、かかる当社の施策によって、今後も当社株式の流動性が高まっていくことが予想されますので、それに伴い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性も、高まってまいります。

また、翻って、かようにして増加する個人株主の皆様の視点に立ってみると、現実問題として、あくまで「個人」株主であることの限界によって生じる情報の不十分性や偏頗性が生じることを、

---

[2] 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいいます。以下、同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

否定することはできません。他方で、大規模買付行為は、当社の経営の重大な転機となり得るものであるため、個人株主の皆様にとって極めて関心の高い重要事項であることに、疑いの余地はありません。そうである以上、大規模買付行為に際しては、かかる個人株主の皆様に対して、必要かつ十分な情報の提供が要請されてしかるべきであり、しかも、この要請は、個人株主の増加に比例して、高まっていくものであります。

そのため、当社は、買収提案者のうち、株主の皆様に対し買収提案の諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない者又は当該情報と当社現経営陣の経営方針等とを対比・評価するのに必要かつ十分な時間を与えない者をもって、買収提案者としては不適切であると考えております。

(3) このように、当社は、当社の企業価値を毀損する買収提案者から当社を守るために、また、特に個人株主の皆様に、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を取得したうえで、当該大規模買付行為に対する適切な評価をしていただくために、本プランの導入が必要不可欠であると判断し、その導入を決定したものであり、導入以後の当社を取巻く経営環境の変化、法令ならびに東京証券取引所の諸規則の改正、その他の買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえても、その必要性に変化がなかったことから、この度、本定時株主総会において本プランの継続について株主の皆さまのご承認が得られることを条件に、その継続を決定した次第です。

第２　本プランの内容

１　本プランの目的

本プランは、上記「第１　本プラン継続に関する当社の基本的考え方」（以下「基本的考え方」といいます。）に明記したとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、当社取締役会が、本定時株主総会の承認決議を条件として、継続を決定したものです。

当社取締役会は、基本的考え方に明記したとおり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない買収提案者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものとして不適切であると考えております。

しかしながら、買収提案者がこうした不適切な者に該当するか否かは、必ずしも明らかではなく、それは、買収提案者及び当社の現経営陣から必要かつ十分な情報が提供され、あるいは、買収提案者との間で十分な協議・交渉がなされ、かつ、株主の皆様にこれによって得られた情報を十分に吟味する時間を確保していただいて、はじめて判断可能な事項であると考えられます。

そこで、当社取締役会は、本定時株主総会の承認決議を条件として、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に反する当社株式の大規模買付行為を抑止するために、大規模買付行為が行われるにあたって、株主の皆様に、当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を十分に吟味する時間を確保していただくための枠組みを継続することに致しました。

本プランを通じて、株主の皆様が、より一層、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていただければ幸甚です。

なお、当社は、本日現在、当社株式に対する大規模買付行為の提案を受けておりませんことを、念のため申し添えます。

2　本プランの概要

本プランの概要は、以下の通りとなります。
なお、本プランの手続きに関するフロー図を別紙２に示してありますので、併せてご参照ください。

(1) 大規模買付行為者に対して要求する手続の設定

本プランは、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付行為者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付行為者に対して、必要かつ十分な情報提供を要求し、また、当該大規模買付行為者との交渉の機会を確保する等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

そして、大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合には、当社取締役会又は当社株主総会において、本プランの発動・不発動に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとしております。

(2) 新株予約権の無償割当てによる防衛

大規模買付行為者が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく大規模買付行為を行う場合又は当該大規模買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、大規模買付行為者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大規模買付行為者以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、割当期日における当社を除くすべての当社の株主に対して、無償割当ての方法により割当てます（以下、このようにして割当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた後、その行使又は当社による本新株予約権の取得に伴う大規模買付行為者以外の株主の皆様に対する当社株式の交付が行われた場合には、大規模買付行為者の有する当社の議決権割合は、最大50％まで希釈される可能性があります。

(3) 当社独立委員会の設置

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の判断に際しては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規則（その概要については、別紙３をご参照ください。）を定め、当該規則に従い、独立性の高い社外監査役等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を最大限尊重することとしております。

なお、本定時株主総会以後の当社独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙４をご参照ください。

(4) 株主意思の尊重

本プランにおいては、適時適切に、株主の皆様に必要な情報をご提供することによって、株主の皆様の当該大規模買付行為に対する意思が、より適切に形成されるようにし、もって、株主の皆様の真意が、十分に尊重されるように配慮しております。

また、単に必要かつ十分な情報を株主の皆様に提供するだけに留まらず、当社独立委員会が、大規

模買付行為者による大規模買付行為について、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うこととなる要件への該当性の有無が問題になっている場合には、株主総会に付議するよう勧告できることとし、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点からの本新株予約権の無償割当ての実施・不実施の判断を、株主総会の決議に委ねられることとしております。これにより、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うこととなる要件への該当性が明確でない場合には、大規模買付行為者による大規模買付行為の是非に関する判断を株主自らが行える形となり、株主の皆様の意思がより尊重されるように配慮しております。

さらに、当社取締役会は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断した場合には、株主総会を招集し、当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議することもできることになっております（ただし、当社取締役会がかかる付議を行えるのは、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告しているときのみとなります。）。

加えて、本プランの効力を短期間に限定し、原則として２年毎に、株主の皆様に本プランの採否についてご判断を頂く機会を設けるとともに、本プランの有効期間内においても、株主の皆様の意思で、本プランの採用を取りやめることができる場合があることを定めております。

３　本プランの詳細

(1) 本プラン発動に係る手続

ア　対象となる大規模買付行為

(ｱ) 本プランは、下記の①乃至③に該当する行為（ただし、当社取締役会が予め同意をした行為を除きます。）を、適用対象としております。

大規模買付行為を行おうとする者は、本プランに定められる手続きに従っていただきます。

記

① 当社が発行者である株券等[4]に関する当社の特定の株主の株券等保有割合[5]が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得[6]

② 当社が発行者である株券等[7]に関する当社の特定の株主の株券等所有割合[8]とその特別関係者[9]の株券等所有割合との合計が、20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得[10]

---

4 金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り、同じとします。

5 金融商品取引法第 27 条の 23 第４項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の２第７項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付行為者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

6 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14 条の６ に規定される各取引を行うことを含みます。

7 金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義される株券等をいいます。以下本②及び脚注 15 において同じとします。

8 金融商品取引法第 27 条の２第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

9 金融商品取引法第 27 条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び

③　上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者[11]に該当するに至るような合意その他の行為又は当該特定の株主と当該他の株主との間に、その一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同乃至協調して行動する関係[12]を樹立する行為[13]（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が、20%以上となるような場合に限る。）

以上

(イ)　なお、当社取締役会は、大規模買付行為を行おうとする者が存在するという事実について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

イ　大規模買付行為者の義務

大規模買付行為者は、本プランにおいて定められた手続きに従って大規模買付行為を実施しようとする場合には、当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実施してはならないものとします。

ウ　大規模買付行為者に対する情報提供の要求

(ア) 大規模買付行為を開始又は実行しようとする大規模買付行為者は、事前に、当社取締役会に対し、本プランに従う旨の宣誓文言等を記載した「買付意向表明書」を提出していただきます。

この買付意向表明書には、大規模買付行為者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び行おうとする大規模買付行為の概要を、日本語で明示していただきます。

(イ) 当社取締役会は、大規模買付行為者から買付意向表明書の提出を受けた後、直ちに、これを当社独立委員会に提供するものとし、当社独立委員会は、かかる買付意向表明書の提供を受けてから 10 営業日以内に、大規模買付者に対して、提供すべき情報（以下「必要情報」といいます。）を記載した「必要情報要求書」を、当社取締役会を通じて、交付します。

必要情報の具体的内容は、当該大規模買付行為者に関する具体的事情によって異なりますが、通常は、下記の情報の提供を求めることになります。

記

(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

[10] 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第６条第２項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

[11] 金融商品取引法第 27 条の 23 第５項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

[12] 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同乃至協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引乃至契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付行為者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

[13] 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

① 大規模買付行為者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、株主等出資者の構成（株主名簿等出資者の構成が分かる資料があれば、それを提出することとする。）財務内容、当該大規模買付行為者による大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含む。）。

② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性等を含む。）。

③ 大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）及びその算定根拠等を含む。）。

④ 大規模買付行為者による当社の株券等の過去の取得に関する取得時期、取得数、取得価額及び取得方法等、並びに大規模買付行為者による当社の株券等の過去の譲渡に関する譲渡の時期、譲渡数、譲渡価額及び譲渡方法等。

⑤ 当社の株券等に関して各情報開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。

⑥ 大規模買付行為の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者機関の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った具体的な経緯。

⑦ 大規模買付行為等の資金の裏付け（大規模買付行為の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）。

⑧ 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。

⑨ 大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針。

⑩ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策。

⑪ 当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記①に準じた内容）及び大規模買付行為者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲り受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループの株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者への対応方針並びに具体的施策。

⑫ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得可能性。

⑬ 大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。

⑭ その他当社独立委員会が合理的に必要と判断する情報。

以上

(ｳ) 大規模買付行為者には、必要情報要求書に応じて、それに対する回答が日本語で記載された書面（以下「必要情報回答書」といいます。）を、当社取締役会に提出していただきます。

(ｴ) 当社取締役会は、大規模買付行為者から提出された必要情報回答書を、直ちに、当社独立委員会に提供します。

当社独立委員会は、買付意向表明書や必要情報回答書に記載された内容が不十分であり、追加的な必要情報の提供を求めるべきであると判断した場合には、回答期限を定めた上で、大規模買付行為者に対し、当社取締役会を通じて、追加が必要と判断された必要情報が日本語で記載された書面（以下「追加回答書」といいます。）を当社取締役会に対して提供するように、求めることができます。

なお、当社独立委員会が追加回答書においても必要情報が十分に提供されていないと判断する場合には、上記の追加回答書の要求手続きに従って、大規模買付行為者に対し、さらに追加回答書の提出を求めることができます。

(ｵ) 大規模買付行為者から買付意向表明書及び必要情報回答書並びに提出を要求した場合には追加回答書（以下、これらの書面によって得られる情報を総称して「大規模買付情報」といいます。）の提出を受けたとき、当社独立委員会は、当該大規模買付行為者に対し、大規模買付情報の提供が完了したことを証する書面（以下「情報提供完了書面」といいます。）を、当社取締役会を通じて交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実及びその交付日を開示します（以下、かかる開示がなされた日を「開示日」といいます。）。

さらに、当社独立委員会は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、大規模買付情報の全部又は一部を開示することとします。

(ｶ) なお、当社独立委員会は、本プランに定める手続き（上記第２・３(1)イに定める義務をも含むものとし、以下同様とします。）に反して大規模買付行為者が大規模買付行為を開始したと判断した場合には、引き続き大規模買付情報の提供を求めて大規模買付行為者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

エ　当社独立委員会の対応

(ｱ) 当社独立委員会が当社取締役会を通じて情報提供完了書面を大規模買付行為者に提供した後、当社独立委員会は、開示日の翌日から起算して、当該大規模買付行為が対価を円貨のみとする公開買付けによる当社株券等の全部の買付である場合には60日以内に、その他の大規模買付行為の場合には90日以内に（以下、これらの期間を「本検討期間」といいます。）、提供された大規模買付情報を、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点から十分に評価・検討し、また、下記第２・３(1)エ(ｲ)に従い当社取締役会に同(ｲ)に定義される当社取締役会の意見等の提供を求めた場合には、これとの比較検討をも通じて、当該大規模買付行為に対する当社独立委員会としての意見をとりまとめます。

なお、独立委員会は、本検討期間の満了日を直ちに取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示するものとします。

(ｲ) この評価・検討の前提として、当社独立委員会は、本検討期間中、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（回答を求めた日の翌日から起算して30日とします。但し、当社独立委員会は、当社取締役会の求めに応じて、必要性が認められる場合には、当該回答期限を延長できるものとし

ます。）を定めた上で、大規模買付者の大規模買付行為に対する当社取締役会の意見・検討結果等及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他当社独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等（以下、これらを総じて「当社取締役会の意見等」といいます。）を提供するよう、求めることができるものとします。

また、当社独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、当社取締役会に対して、当社独立委員会に提供された当社取締役会の意見等についての問題点乃至改善点を指摘し、当該問題点乃至改善点に対する取締役会の意見乃至対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとし、当社取締役会は、この当社独立委員会からの要求について、可及的速やかに協議・検討した上、適切な対応をとらなければならないものとします（なお、これによって当社取締役会から提供された意見乃至対応策又は代替案についても、本書上、「当社取締役会の意見等」に含めることとします。）。

(ｳ) さらに、当社独立委員会は、本検討期間中、必要と認める場合には、大規模買付行為者による当該大規模買付行為の内容を改善させるために、直接的又は当社取締役会を通じて間接的に、当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとし、大規模買付行為者は、この協議・交渉に応じなければならないものとします。

(ｴ) 以上に加えて、当社独立委員会は、当社の費用で、当社からは独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

(ｵ) この検討期間中、取締役会は、当社独立委員会の意向に従い、当社独立委員会が大規模買付情報乃至当社取締役会の意見等のうち適切と判断する事項及びこれらを踏まえた上での当社独立委員会の意見等について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

オ　当社独立委員会による勧告

(ｱ) 当社独立委員会は、本検討期間終了後、遅滞なく、以下の各場合に従って、取締役会に対し、勧告を行います。

a.　本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告

当社独立委員会は、大規模買付行為者による大規模買付行為が、下記に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。本新株予約権は別紙５記載の条件を有するものとします。また、本新株予約権の条件に関し当社取締役会の決議（後記第２・３(1)カ(ｱ)a.参照）に委ねられている事項について、当社独立委員会は大規模買付行為者との交渉の状況に応じて、勧告するものとします。

なお、当社独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行う場合であっても、当該勧告に、当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断するときには本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委

ねることができる旨の付言をすることができるものとします。

記

① 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合

② 以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

i 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

ii 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為

iii 当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合

④ 当社取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合

⑤ 当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合

⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規模買付行為である場合

⑧ 大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以上

b. 本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告

(a) 当社独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による大規模買付行為が上記第２・３(1)オ(ｱ)a.①乃至⑧の要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

(b) ただし、当社独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をする要件が充足されることとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

c. 株主総会の決議に委ねるべきと判断した場合

(a) 当社独立委員会が、本検討期間終了後、大規模買付行為者による大規模買付行為について、第２・３(1)オ(ｱ)a.②乃至⑧の要件への該当性の有無が問題になっている場合において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かの判断を株主総会の決議に委ねるのが相当と判断したときには、当社取締役会に対し、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行います。

(b) なお、当社独立委員会は、株主総会を招集して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について株主総会の決議を得るべき旨の勧告を行う場合には、株主の皆様に対する多角的な情報提供の観点から、当社取締役会に対して、独立委員会の本検討期間中の評価・検討結果に係る情報（大規模買付行為に対する独立委員会の事実上の意見を含むものとしますが、この意見は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る勧告ではありません。）を当該株主総会の招集通知に記載又は添付することを、求めることができるものとします。

(ｲ) 他方で、当社独立委員会が本検討期間内に上記第２・３(1)オ(ｱ)a.乃至 c.に従っていずれかの勧告を行うことができなかった場合には、当社独立委員会は、その決議の上、当該大規模買付行為者の買付内容の検討、当該大規模買付行為者との協議・交渉、代替案の検討等又は当社取締役会の意見等の検討等に必要とされる合理的範囲内で、本検討期間を、最長で 30 日間、延長することができるものとします（なお、この手続に従って延長された期間についても、本書上、「本検討期間」に含むこととします。）。

当社独立委員会が本検討期間を延長する場合には、当社独立委員会は、その期間及び理由について、直ちに、取締役会に報告するとともに、これを適時適切に開示するものとします。

なお、当該期間延長後、さらなる本検討期間の延長を行う場合においても、同様の手続きによるものとします。

そして、当社独立委員会は、本検討期間延長後、引き続き、必要情報等の収集、検討等を行うものとし、延長期間内に、上記第２・３(1)オ(ｱ)a.乃至 c.に従って、いずれかの勧告を行うよう最大限努めるものとします。

カ 取締役会の決議・株主総会の開催

(ｱ) 取締役会による決議

a. 当社取締役会は、当社独立委員会から上記第２・３(1)オ(ｱ)a.又は b.の勧告を受けた後、当社独立委員会のかかる勧告を最大限に尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をするのは、大規模買付行為者による大規模買付行為が、下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合です。

記

① 本プランに定める手続きを遵守しない大規模買付行為である場合

② 以下に掲げる各行為のうち、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

i 株券等を買い占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

ii 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付行為者の利益を実現する経営を行うような行為

iii 当社の資産を大規模買付行為者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合

④ 当社取締役会に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない大規模買付行為である場合

⑤ 当社株主又は取締役会に対して、必要情報その他大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない大規模買付行為である場合

⑥ 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後の経営方針又は事業計画、大規模買付行為の後における当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合

⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反するか又はそのおそれをもたらす大規模買付行為である場合

⑧ 大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

以上

b. 当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行った場合には、当該決議その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

c. なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切であると判断するとき（上記第２・３(1)オ(ｱ)a なお書記載の当社独立委員会の付言がある場合を含みます。）には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を株主総会に付議することができます。

(ｲ) 株主総会による決議

a. 他方で、上記第２・３(1)オ(ｱ)c.の勧告に従って又は独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した場合において当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断したために株主総会が開催され、かつ、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議がなされた場合には、当社取締役会は、当該株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。

b. また、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する株主総会決議が行われた場合には、当該決議その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(2) 本新株予約権の概要

これについては、別紙５記載の通りです。

(3) 取締役会による本新株予約権無償割当ての実施決議後の独立委員会の勧告等

ア 当社独立委員会は、上記第２・３(1)カ(ｱ)に従って当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議をした後であっても、下記のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止する旨の新たな勧告を行うことができるものとし、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、すべての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

記

① 当該勧告後に大規模買付行為者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合

② 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為者による大規模買付行為が、上記第２・３(1)オ(ｱ)a①乃至⑧に定める要件のいずれにも該当しないか又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

以上

イ　当社取締役会は、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア前段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア後段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、別紙５・9. (1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得することとします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての中止又はすべての本新株予約権の無償取得を行う場合には、その旨及びその他の当社取締役会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(4) 本プランの有効期間・本プランの廃止等

ア　本プランの有効期間は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

イ　また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を本プランに反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、当社独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し又は変更する場合があります。

ウ　当社取締役会は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(5) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 25 年 5 月 23 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

第３　本プランの株主の皆様への影響

１　本プラン継続に当たって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続に当たっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

２　本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(1)　本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議又は当社株主総会決議（以下、両者を併せて「本新株予約権無償割当決議」といいます。）を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株につき本新株予約権１個を上限として当該決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

(2)　仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記「３　本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が、希釈化されることになります。

(3)　ただし、当社は、下記第３・３(3)に記載する手続きにより、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式（議決権付株式とします。）を交付することがあります。

当社がかかる取得の手続きをとった場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式１株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

他方、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、株式（議決権付を原則とします）、社債、新株予約権その他の財産を交付する場合があります。かかる取得条項を設定するか否か、設定するとした場合のその内容等の詳細は、当社独立委員会の勧告を最大限尊重してなされる上記第２・３(1)カ(ｱ)a.に記載される本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(4)　なお、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議がなされた場合であっても、当社は、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア前段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までの間は、本新株予約権の無償割当てを中止することとし、また、当社独立委員会から上記第２・３(3)ア後段の勧告を受けた場合には、当該勧告を最大限尊重して、別紙５・9. (1)に規定するところに従い、すべての本新株予約権を無償で取得することとします。

これらの場合には、１株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、損害を被る可能性がある点にご留意ください。

３　本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(1) 本新株予約権の割当て

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告致します。

この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に、本新株予約権が無償にて割当てられます。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続き等は、不要です。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付致します。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権１個当たり１円を下限とし当社１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権１個につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。

(3) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、別紙５・9. に従い、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、当社は、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社普通株式を受領することになります。

この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当決議において、非適格者からの本新株予約権の取得その他の取得に関する事項について定められている場合には、当社は、係る定めに従った措置を講じることがあります。

(4) その他

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法、その他必要事項の詳細につきましては、本新株予約権無償割当決議において決定された後、株主の皆様に対して、情報を開示又は通知致しますので、当該内容をご確認ください。

第４　本プランの合理性

本プランは、以下のとおり、経済産業省及び法務省が平成 17 年５月 27 日に発表した「企業価値･株

主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保又は向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を勘案したものになっております。

すなわち、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために継続されるものであり（下記１参照）、適時適切に開示される情報に基づき、株主の皆様の意思が適切に反映される仕組みとなっております（下記２参照）。また、独立委員会を設置し、公正性・客観性のある判断を確保できる仕組みを整えた上で、その判断を重視することにするとともに（下記３(1)及び(2)参照）、取締役会により恣意的な本新株予約権の無償割当てが実施されることを防止するため、合理的な客観的要件を定めているだけでなく（下記３(3)参照）、取締役会決議によりいつでも本プランを廃止できる形になっております（下記３(4)参照）。さらに、本プランは、上記第３に記載の通り、大規模買付行為者以外の株主の皆様に極力損害を与えないように設計されております。

１　目的

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するための必要かつ十分な情報を提供すると共に、それを検討するために十分な時間を確保することを可能にする手続きを定めたものであり、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として、導入され、その継続が決定されたものです。

２　事前開示と株主意思の反映

本プランは、平成25年５月23日付当社取締役会決議において、平成25年６月25日に予定している当社定時株主総会で承認決議がなされることを条件として継続されることとなったものであり、本プランの継続について、株主の皆様の意思が反映されることとなっております。

また、本プランの有効期間を、本プランの継続に係る定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めていることから、約２年ごとに、本プランの継続の適否について、株主の皆様のご判断を仰ぐことになっております。

さらに、本プランの有効期間中であっても、株主の皆様が本プランの廃止を決議した場合には、本プランは廃止されることとなっております。

加えて、本プランを発動するに当たっては、一定の要件の下で、株主総会を開催することとし、その株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当てが実施される旨も定められております。

そして、以上のような株主の皆様の意思を反映する手続きを規定する前提として、株主の皆様に対する情報開示を、適時適切に行っていく旨の定めが設けられております。

このように、本プランは、株主の皆様が、本プランについて適切な情報に基づき適切にその意思を反映できるように設計されております。

３　必要性・相当性

(1) 当社独立委員会の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動の適否等に関する実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置致します。

当社独立委員会は、現在のところ、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役３名により構成されております（本定時株主総会以後の当社独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙４のとおりです)。

当社株式に対して大規模買付行為がなされる場合には、上記「第２・３(1)　本プランの発動に係る手続き」に記載したとおり、当社独立委員会が、当該大規模買付行為者から提供された必要情報乃至当社取締役会の意見等を基に、当該大規模買付行為が、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的判断を行った上、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施又は株主総会の決議に委ねるべき旨の勧告を行い、当社取締役会は、その勧告を最大限尊重した上で、会社法上の機関として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かの決議を行うか、あるいは、株主総会を招集し、当該株主総会に、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に係る議案を付議いたします。

このように、本プランは、当社独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を行うことがないように厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様に開示されることとしており、本プランが、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保又は向上に資する形で運用されるような配慮がなされております。

(2) 第三者専門家の意見の取得

上記第２・３(1)エ(ｴ)で記載したとおり、当社独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされております。

これによって、当社独立委員会による当社取締役会に対する勧告の公正さ・客観性がより強く確保される仕組みとなっております。

(3) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記第２・３(1)カ(ｱ)a.で記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、当社取締役会による本新株予約権の無償割当ては実施されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な本新株予約権の無償割当てがなされないような仕組みが確保されております。

(4) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記第２・３(4)アで記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を選任し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能な枠組みとなっております。

従いまして、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策のことをいいます。）ではありません。

また、当社は、取締役について、期差任期制を採用していないため、本プランは、いわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいます。）でもありません。

以上

（別紙１）

大株主の状況

平成25年3月31日現在

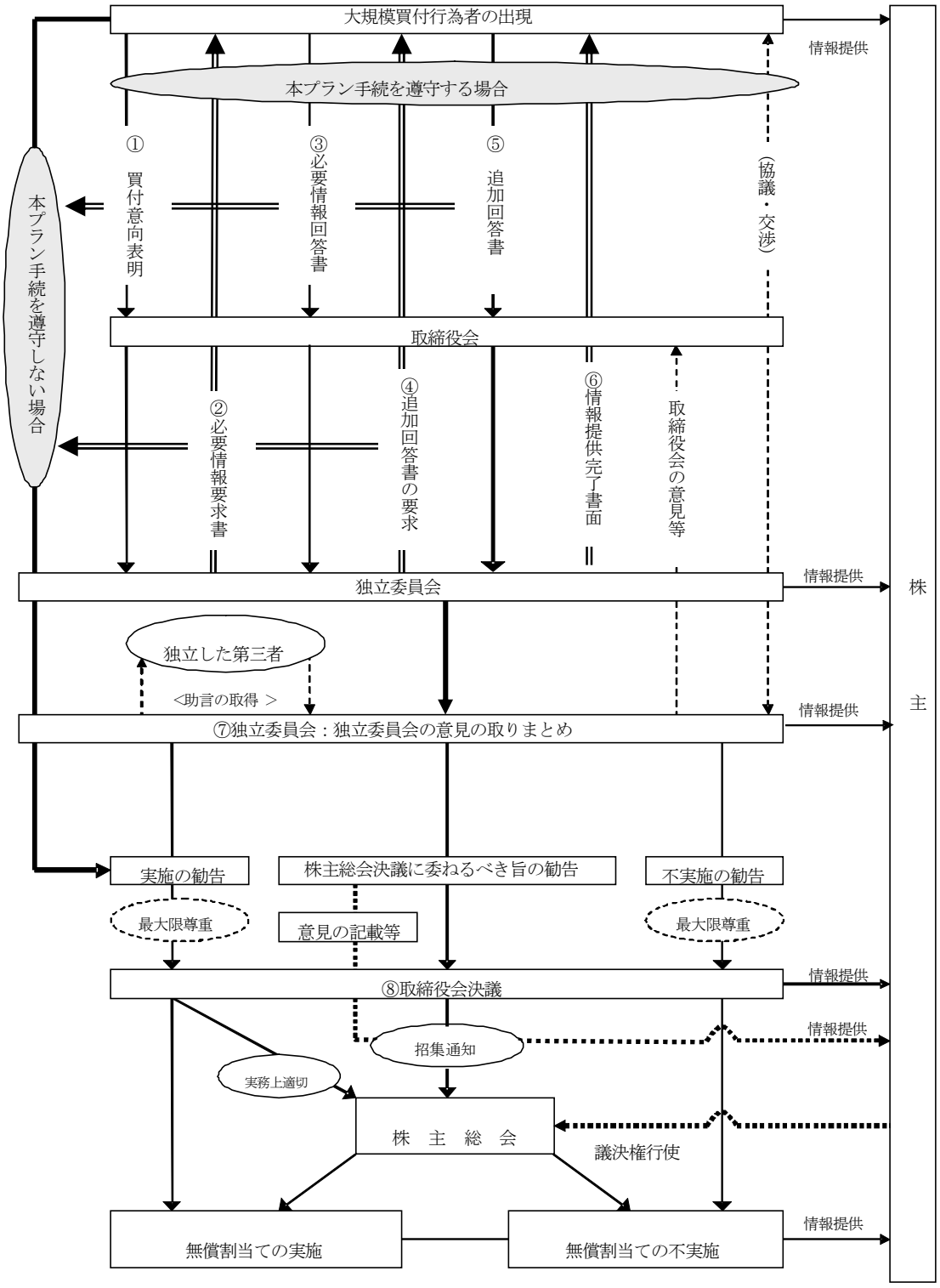
株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	出資比率（%）※
博友興産有限会社	3,096,000	13.65
キーコーヒー取引先持株会	477,100	2.10
柴田裕	462,100	2.03
大木久	445,176	1.96
株式会社みずほ銀行	404,000	1.78
キーコーヒー社員持株会	345,620	1.52
大木とよ子	312,520	1.37
日本ﾄﾗｽﾃｨ･ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口）	304,800	1.34
三井物産株式会社	287,700	1.26
株式会社カーギルジャパン	280,000	1.23

（注１）当社保有の自己株式7,945株を除いた出資比率です。

（注２）出資比率につきましては、小数点第３位以下を切捨てて表示しております。

（別紙 2）

本プランの手続きに関するフロー図



(注)本図はあくまでもイメージであり、本プランの詳細につきましては本文をご参照ください。

（別紙３）

独立委員会規則の概要

1. （設置）

独立委員会は、当社取締役会の決議により、設置される。

2. （構成員）

独立委員会の委員は３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役又は(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者でなければならないものとする。

3. （善管注意義務）

(1) 独立委員会委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとし、当該契約に基づき、善良なる管理者の注意をもって、その職務を行わなければならないものとする。

(2) 独立委員会委員が前項の義務を怠ったときは、当社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

4. （責任限定契約）

独立委員会委員は、当社との間で、前項第(2)号に基づく責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、締結することができる。

5. （任期）

独立委員会の任期は、本プランの継続に係る定時株主総会終了後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、本プラン又は当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、当社の取締役又は監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も、同時に終了するものとする。

6. （決定事項）

独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施又は本新株予約権無償割当てに係る株主総会の招集及び開催に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、かかる決定乃至決議をするにあたっては、専ら当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。

(1) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施

(2) 当社取締役会が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断する場合には、本新株予約権の無償割当ての実施・不実施を株主総会の決議に委ねることができる旨の付言の実行（ただし、独立委員会が、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告している場合に限る）

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に係る株主総会の招集及び開催

(4) 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得

7. （実施事項）

上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行うものとする。

(1) 当該大規模買付行為が、本プランの対象となるかどうかの判断

(2) 必要情報の具体的内容の決定

(3) 当社取締役会を通じての必要情報要求書の大規模買付者に対する交付

(4) 当社取締役会を通じての大規模買付行為者に対する追加回答書の提出の要求並びに当該追加回答書において大規模買付行為者が提供すべき必要情報の内容及びその回答期限の決定

(5) 当社取締役会を通じての情報提供完了書面の大規模買付行為者に対する交付

(6) 株主に対する大規模買付情報の全部又は一部の適時の開示

(7) 大規模買付情報の内容の評価・検討

(8) 直接的又は当社取締役会を通じて間接的に行う大規模買付行為者との協議・交渉

(9) 当社取締役会に対する大規模買付行為に係る当社取締役会の意見等の提供の要求

(10) 当社取締役会の意見等についての問題点乃至改善点の指摘及び当該問題点乃至改善点に対する当社取締役会の意見乃至対応策の提示又は代替案の提示の要求

(11) 大規模買付情報と当社取締役会の意見等との比較検討

(12) 独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）からの助言の取得

(13) 大規模買付情報乃至当社取締役会の意見等のうち適切と判断する事項、これらを踏まえた上での当社独立委員会の意見等の適時適切な開示・公表

(14) 本件検討期間の延長の決定並びにその期間及びその理由の当社取締役会に対する報告及びその開示

(15) 本プランの修正又は変更に係る承認

(16) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

(17) 当社取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

8. （大規模買付行為者との協議・交渉）

独立委員会は、必要があれば、直接的に又は当社取締役会を通じて間接的に、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大規模買付行為者の大規模買付行為の内容を改善させるために、当該大規模買付行為者と協議・交渉を行うことができるものとする。

9. （当社取締役会に対する意見等の提供の要求及び改善点の指摘等）

(1) 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会の意見等の提供を求めることができるものとする。

(2) 独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、独立委員会に提供された当社取締役会の意見等について問題点乃至改善点を指摘し、当該問題点乃至改善点に対する当社取締役会の意見乃至対応策の提示や、代替案の提示を求めることができるものとする。

10. （独立委員会への出席要求）

独立委員会は、必要な情報収集を行うために、当社の取締役、監査役その他の役員、従業員、その他独立委員会が必要と認める者に出席を要求し、独立委員会が求める事項について、説明を求めることができるものとする。

11. （第三者からの意見徴求）

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護

士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとする。

12. （独立委員会の招集）

各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができるものとする。

13. （定足数等）

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員のうち３分の２以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむをえない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

（別紙４）

独立委員会委員の氏名及び略歴

1．前原　一雅（まえはら　かずまさ）

【略歴】

昭和 16 年３月６日生まれ

昭和 46 年４月　ピート　マーウィック　ミッチェル会計事務所入所　経営コンサルティング部マネージャー

昭和 57 年７月　同所退所

昭和 57 年７月　ルイ　ヴィトン　ジャパン入社　法務渉外担当取締役　不正商品対策室長　日本商標協会常務理事

平成 13 年３月　同社退社

2．椙山　　智（すぎやま　さとる）

【略歴】

昭和 34 年４月 17 日生まれ

昭和 61 年４月　株式会社コスモ総合研究所入所

平成 元年４月　朝日新和監査法人入所

平成 ２年３月　藍澤証券株式会社入社　経営企画室長

平成 ８年３月　プライスウオーターハウス青山監査法人入所　マネージング･ディレクター、戦略コンサルティング・サービス部門担当

平成 16 年４月　D. グラント・コンサルティング株式会社設立　代表取締役パートナー(現任)

3．中川　幸三（なかがわ　こうぞう）

【略歴】

昭和 26 年 3 月 5 日生まれ

昭和 52 年　４月　中川衣料株式会社入社

昭和 55 年 11 月　デロイト・ハスキンズ・アンド･セルズ公認会計士共同事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所

昭和 60 年　２月　公認会計士登録

平成 23 年　９月　有限責任監査法人トーマツ退所

平成 23 年 10 月　中川幸三公認会計士事務所開設（現任）

平成 23 年 12 月　税理士登録、中川幸三税理士事務所開設）（現任）

平成 24 年　６月　株式会社プロネクサス　常勤監査役　(現任)

※　前原一雅氏、椙山智氏及び中川幸三氏は、会社法第２条第 16 号に規定される当社社外監査役です。また、上記の三氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

（別紙５）

本新株予約権の概要

1.　本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当期日において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2.　割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割当てます。

3.　本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

4.　本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として、１株とします。

5.　本新株予約権行使の際に出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株あたりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

6.　本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において別途定める日を初日（以下「行使期間開始日」といいます。）とし、１ヶ月から３ヶ月までの範囲で本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。

ただし、下記 9. の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を行使期間の最終日とします。

7.　本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者[14]、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者[15]、④特定大量買付者

[14] 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。

の特別関係者、若しくは⑤上記①乃至④に該当するものから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は⑥上記①乃至⑤に該当する者の関連者[16]（以下、①乃至⑥に該当するものを「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものの全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

(3) また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(4) なお、当社は、本項に基づく非適格者以外の者からの本新株予約権の取得のほか、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、株式（議決権付を原則とします）、社債、新株予約権その他の財産を交付する場合があります。かかる取得条項を設定するか否か、設定するとした場合のその内容等の詳細は、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

---

[15] 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等（脚注７参照）の買付等（同法第 27 条の２第１項に定義されます。以下本脚注 15 において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。

[16] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

11. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しません。

12. その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において、別途定めるものとします。

以上